○むつ市公害防止条例

昭和51年3月24日
条例第3号

（目的）
第1条　この条例は、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、公害の防止に関し必要な事項を定め、もって市民の健康で文化的な社会生活の確保に資することを目的とする。
（定義）
第2条　この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）、悪臭等によって、市民の健康又は安全かつ快適な生活環境が阻害されることをいう。
2　この条例にいう「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。
3　この条例において「規制基準」とは、発生し、又は排出されるばい煙、粉じん、騒音、振動、ガス、汚水、廃液及び悪臭（以下「ばい煙等」という。）の量、濃度、程度等の許容限度をいう。
（事業者の責務）
第3条　事業者は、市民の健康を保護し、及び安全かつ快適な生活環境を保全するため、常に最大限の努力をしなければならない。
2　事業者は、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するため、自己の責任と負担において必要な措置を講じなければならない。
3　事業者は、市が実施する公害の防止に関する施策に積極的に協力しなければならない。
第4条　事業者は、ばい煙等を発生し、又は排出させる施設を適正に管理するとともに、その発生又は排出の状況を常に監視しなければならない。
第5条　事業者は、工場、事業場等の敷地について緑化を図る等公害の防止上適正な管理を講ずることにより、地域の生活環境の保全に努めなければならない。
（市民の責務）
第6条　市民は、公害防止のために、常に清潔な生活環境を保持するよう努めるとともに、市が実施する公害の防止に関する施策に積極的に協力しなければならない。
（市の責務）
第7条　市は、市民の健康を保護し、及び安全かつ快適な生活環境を保全する使命を有することにかんがみ、公害の防止に関する適正な施策を実施するものとする。
（公害防止に関する基本的施策）
第8条　市長は、公害の状況を把握し、及び公害の防止のための措置を適正に実施するために必要な監視、測定その他の調査を行わなければならない。
2　市長は、前項の規定による監視、測定その他の調査の結果明らかになった公害の状況等を公表しなければならない。
第9条　市長は、公害に係る苦情があったときは、速やかにその実情を調査し、当該苦情を適正に処理するよう努めなければならない。
2　市長は、公害に係る紛争について仲介等の要請があったときは、当該紛争の適正な解決に努めなければならない。
第10条　市長は、公害の防止施設の整備を促進するため必要な資金のあっせん、技術的な助言その他の援助に努めなければならない。
（規制基準）
第11条　規制基準は、ばい煙等の種類並びにばい煙等を発生し、又は排出させる施設及び建設工事として行われる作業で規則で定めるもの（以下「特定施設等」という。）ごとに規則で定める。
2　市長は、前項の規定により規制基準を定めようとするときは、むつ市公害対策審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。
（規制基準の遵守義務）
第12条　特定施設等からばい煙等を発生し、又は排出させる者は、規制基準を遵守しなければならない。
（改善勧告）
第13条　市長は、特定施設等から発生し、又は排出されるばい煙等が規制基準に適合しないと認めるときは、当該ばい煙等を発生し、又は排出させる者に対し、期限を定めて特定施設の構造の改善、作業時間の変更、ばい煙等の処理又は防止の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを勧告することができる。
（改善命令）
第14条　市長は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、特定施設の構造の改善、作業時間の変更、ばい煙等の処理又は防止の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

2　市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、当該命令を受ける者に対し、弁明の機会を与えることができる。

（停止命令）

第15条　市長は、前条の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その者に対し、当該施設の使用又は当該作業の一時停止を命ずることができる。

（措置の届出）

第16条　第13条の規定による勧告又は第14条の規定による命令を受けた者が当該勧告又は命令に基づく措置を行ったときは直ちに市長に届け出て、確認を受けなければならない。

（事故時の措置）

第17条　事業者は、工場、事業場等における事故により、公害に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、市長に事故の状況を届け出なければならない。

2　前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事故について、直ちに復旧その他必要な措置を講じ、完了したときは、市長にその旨を届け出なければならない。

（拡声機使用の制限）

第18条　何人も、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第1項に規定する航空機をいう。）から機外に向けて、拡声機を使用してはならない。

2　前項に規定するもののほか、何人も拡声機を使用して付近の静穏を害する行為をしてはならない。

3　前2項の規定は、公共のために使用する場合及び緊急時のために使用する場合その他規則で定める場合は適用しない。

（夜間の静穏保持）

第19条　何人も、夜間（午後9時から翌日の午前6時までをいう。）において、音響機器音、楽器音、人声等により、みだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。

2　前条第3項の規定は、前項の場合に準用する。

（燃焼不適物の燃焼禁止）

第20条　何人も、燃焼に伴い、著しいばい煙、有害ガス又は悪臭を発生させるおそれのある物を屋外において燃焼させてはならない。

（有害物質の地下浸透の禁止）

第21条　何人も、規則で定める有害物質を地下に浸透させてはならない。

（改善勧告）

第22条　市長は、第18条から前条までの規定に違反する行為をしている者があると認めるときは、その者に対し、当該違反行為の停止、騒音の防止の方法の改善その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

（自動車の使用及び管理）

第23条　自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第9号に規定する自動車及び同条第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）の使用者及び所有者は、常に必要な整備及び適正な運転をすることにより、自動車等から発生する騒音及び排出ガスを最小限に留めるよう努めなければならない。

（土砂流出防止等）

第24条　土砂の掘削、盛土、切土、整地等の行為をする者は、公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。）に著しく土砂を流出させることにより水質を汚濁し、又は水底に土砂を堆積させないよう努めなければならない。

（公害防止協定）

第25条　事業者は、市長が市民の健康を保護し、又は安全かつ快適な生活環境を保全するために必要があると認めて公害の防止に関する協定の締結について協議を求めたときは誠意をもってこれに応じなければならない。

2　事業者は、前項の協定が成立したときは、誠実にこれを遵守しなければならない。

（報告及び立入検査）

第26条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、ばい煙等を発生し、又は排出させている者に対し必要な事項の報告を求め、又は職員に、工場、事業場その他の場所に立ち入り、帳簿書類、設備その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

（公害対策審議会）

第27条　市長の諮問に応じ、公害対策に関する基本的事項及びこの条例の規定によりその権限に属する事項を調査審議するため、むつ市公害対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第28条　審議会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　市議会議員

(2)　学識経験者

(3)　関係行政機関の職員

（4）　公共的団体等の代表者

第29条　審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3　会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

第30条　審議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

2　会長は、会議の議長となる。

3　審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことが出来ない。

4　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第31条　委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第32条　会長は、審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、部会を置くことができる。

（委任）

第33条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第34条　第15条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第35条　第26条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は3万円以下の罰金に処する。

第36条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、当該法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条から第26条及び第33条から第36条までの規定は、規則で定める日から適用する。

○むつ市公害防止条例施行規則（抄）

昭和51年8月26日
規則第6号

（趣旨）
第1条　この規則は、むつ市公害防止条例（昭和51年むつ市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
（規制基準）
第2条　条例第11条第1項に規定するばい煙等の種類及び特定施設等ごとの規制基準は、別表第1から別表第6までに掲げるとおりとする。
（措置完了届）
第3条　条例第16条の規定による届出は、措置完了届出書（様式第1号）によってしなければならない。
（事故復旧工事等完了届）
第4条　条例第17条第2項の規定による届出は、事故復旧工事等完了届出書（様式第2号）によってしなければならない。
（届出書の提出部数）
第5条　前2条の規定により届出書を提出するときは、正本1通にその写し1通を添えてしなければならない。
（拡声機使用制限の特例）
第6条　条例第18条第3項に規定する規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。
(1)　公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために拡声機を使用する場合
(2)　祭礼その他の一般風俗慣習となっている行事のために一時的に拡声機を使用する場合
(3)　自動車等を使用して移動しながら拡声機を使用する場合
（地下浸透禁止物質）
第7条　条例第21条に規定する規則で定める有害物質は、次に掲げるとおりとする。
(1)　カドミウム及びその化合物
(2)　シアン化合物
(3)　有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）
(4)　鉛及びその化合物
(5)　六価クロム化合物
(6)　ひ素及びその化合物
(7)　水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
（立入検査証明書）
第8条　条例第26条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、様式第3号とする。
（部会）
第9条　条例第32条の規定による部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
2　部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。
3　部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。
4　部会の会議は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。
（報告）
第10条　部会長は、当該部会において調査審議した結果を審議会に報告しなければならない。
（委任）
第11条　この規則に定めるもののほか、審議会の議事その他の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

（施行期日）
1　この規則は、昭和51年9月1日から施行する。
（条例の適用期日）
2　条例第11条から第26条まで及び第34条から第36条までの規定は、昭和52年3月1日から適用する。ただし、規則第2条に規定する規制基準のうち別表第3の2の左欄に掲げる施設であって施行日前に設置されたものについては、条例第12条から第16条まで並びに第34条及び第36条の規定は、昭和53年9月1日から適用する。

附　則（昭和53年6月17日規則第17号）

この規則は、昭和53年6月27日から施行する。

附　則（昭和60年3月25日規則第29号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附　則（昭和62年3月31日規則第36号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附　則（平成15年3月24日規則第9号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)ばい煙

ばい煙発生施設に係る排出基準

施設の種類	規模	標準状態に換算した排出ガス1立方メートルに含まれるばいじんの量(単位グラム)
廃棄物焼却炉	焼却能力が1時間当たり50キログラム以上100キログラム未満であること。	0.70

別表第2(第2条関係)粉じん

粉じん発生施設に係る構造基準等

施設の種類	粉じんを発生する施設の構造基準並びに使用及び管理の基準
鉱物(コークスを含む。以下同じ。)又は土石の堆積場(面積が30平方メートル以上500平方メートル未満であるもの) 木くず、もみがら、綿くず等の堆積場(面積が10平方メートル以上のものに限る。)	粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石等を堆積する場合は、次の各号のいずれかに該当すること。 (1)粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2)散水設備によって散水が行われていること。 (3)防じんカバーでおおわれていること。 (4)薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 (5)前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

別表第3(第2条関係)汚水又は廃液

1　法令による規制対象施設に係る排水基準

施設の種類	汚水又は廃液の状態		
	外観	臭気	温度
水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1に規定する特定施設及び青森県公害防止条例(昭和47年青森県条例第2号)別表第3に規定する汚水関係施設	著しい着色又は発泡が認められないこと。	臭気度3以下であること。(別表第6の備考に掲げる。)	40度以下であること。

備考

1　外観の検定は、日本工業規格K0102・5に定める方法による。

2　臭気の検定は、日本工業規格K0102・7、(2)に定める方法による。

3　温度の検定は、日本工業規格K0102・4、(2)に定める方法による。

2　畜舎に係る排水基準

施設の種類	畜舎の排水口から公共用水域に排出される汚水の状態					
	外観	臭気	生物化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	大腸菌群数(単位1立方センチメートルにつき個)
飼養頭数5頭以上の馬房施設(馬房の総面積が500平方メートル未満のものに限る。)	著しい着色がないこと	臭気度3以下(別表第6の備考に掲げる。)	160(日間平均120)	160(日間平均120)	200(日間平均150)	日間平均3,000
飼養頭数5頭以上の牛房施設(牛房の総面積が200平方メートル未満のものに限る。)						
飼養頭数10頭以上の豚房施設(豚房の総面積						

が50平方メートル未満のものに限る。） 飼養羽数1,000羽以上の鶏舎						

備考

1　外観、臭気の検定方法は、1の備考の1及び2による。

2　生物化学的酸素要求量の検定は、日本工業規格K0102・16に定める方法若しくは市長が定める吸収酸素直続法による。

3　化学的酸素要求量の検定は、日本工業規格K0102・13に定める方法による。

4　浮遊物質量の検定は、日本工業規格K0102・10・2に定める方法による。

3　その他の施設に係る排水基準

施設の種類	排水の状態及び排水基準					
	外観	臭気	油分（1リットルにつきミリグラム）	生物化学的酸素要求量（1リットルにつきミリグラム）	化学的酸素要求量（1リットルにつきミリグラム）	浮遊物質量（1リットルにつきミリグラム）
ガソリンスタンド（自動式車両洗浄施設を設置しているものを除く。）	著しい着色がないこと	臭気度3以下（別表第6の備考に掲げる。）	10	160（日間平均120）	160（日間平均120）	200（日間平均150）
自動車の修理及び整備を行う工場又は事業場（自動式車両洗浄施設を設置しているものを除く。）						

備考　油分の検定は、日本工業規格K0102・18・参考1に定める四塩化炭素抽出赤外線分析法による。

別表第4（第2条関係）騒音

1　工場又は事業場に設置される施設から発する騒音の規制基準

施設の種類	区域	規制基準			
		6時～8時	8時～19時	19時～21時	21時～翌6時
工場又は事業場に設置される施設であって原動機を用いるもの（騒音規制法施行令（昭和43年政令第324号）別表第1に定める施設及び青森県公害防止条例別表第4に定める施設を除く。）		デシベル			
	第1種区域	45	50	45	45
	第2種区域	50	55	50	45
	第3種区域	60	65	60	50
	第4種区域	65	70	65	55
「第1種区域」、「第2種区域」、「第3種区域」及び「第4種区域」とは、騒音規制地域の指定及び騒音規制基準の設定等（昭和51年2月青森県告示第105号）第1号の8により特定工場等から発生する騒音を規制する地域として指定された地域とする。					

備考

1　デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める高圧レベルの計量単位をいう。

2　騒音の測定は、日本工業規格C1502に定める指示騒音計、C1503に定める簡易騒音計又は国際電気標準会議のpub179に定める精密騒音計を用いて行うものとする。この場合において、聴感補正回路は、A特性を用いることとする。

3　騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定法によるものとし、騒音の大きさの決定は次のとおりとする。

(1)　騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合はその指示値とする。

(2)　騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。

(3)　騒音計の指示値が、不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
(4)　騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

2　建設作業に伴う騒音の規制基準

建設作業の種類	騒音の規制基準
ブルドーザー、パワーショベル、バックホーンその他これらに類する掘削機械を使用する作業	1　建設作業の場所の敷地の境界線から30メートルの地点において80デシベルを超える大きさのものでないこと。ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の入院施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条第1項第2号に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における騒音は75デシベルを超える大きさのものでないこと。 2　建設作業の騒音が、日曜日その他の休日及び夜間(午後7時から翌日の午前7時)に行われる建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該建設作業を行う必要がある場合、鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため、特に当該建設作業を日曜日その他の休日及び夜間に行う必要がある場合、電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)第1条第2項第1号に規定する変電所の変更の工事として行う建設作業であって、当該建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該建設作業を日曜日その他の休日及び夜間に行う必要がある場合、道路法(昭和27年法律第180号)第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該建設作業を日曜日その他の休日及び夜間に行うべき旨の条件が付された場合、及び同法第35条の規定に基づく協議において当該建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合並びに道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該建設作業を日曜日その他の休日及び夜間に行うべき旨の条件を付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該建設作業を日曜日その他の休日及び夜間に行うべきこととされた場合における当該建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。
この規制基準は、騒音規制地域の指定及び騒音規制基準の設定等(昭和51年2月青森県告示第105号)第1号の8により、特定建設作業騒音を規制する地域として指定された地域内において適用する。 ただし、当該建設作業がその建設作業を開始した日に終る場合における当該建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。	

別表第5(第2条関係)振動

振動に係る規制基準

施設の種類	区域	振動に係る規制基準	
		昼間	夜間
		午前8時～午後7時	午後7時～翌日の午前8時まで
工場又は事業場に設置される施設であって、施設の重量が50キログラム以上のもの(振動規制法施行令(昭和51年政令第280号)別表第1に掲げる施設及び青森県公害防止条例別表第6に定める施設を除く。)	第1種区域	60デシベル	55デシベル
	第2種区域	65デシベル	60デシベル
「第1種区域」及び「第2種区域」とは、振動規制法(昭和51年法律第64号)第3条の規定に基づき指定された振動規制区域とする。			

備考

1　デシベルとは、計量単位規則(平成4年通商産業省令第80号)第4条第1項第16号に定める振動レベルの計量単位とする。

2　振動の測定は、日本工業規格C1510に定める振動レベル計又はこれと同程度以上の性能を有する測定器を用いて行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を、動特性は日本工業規格C1510に定めるものを用いることとする。

3　振動の測定場所は、工場又は事業場の敷地境界線の地表とする。ただし、敷地境界線の地表において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点の地表において測定することができるものとする。

4　振動の測定方法は、次のとおりとする。

(1)　振動ピックアップの設置場所は次のとおりとする。

ア　緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所

イ　傾斜及び凹凸がない水平面を確保できる場所

ウ　温度、電気、磁気等の外囲条件の影響を受けない場所

(2)　暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動(当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。)の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の左欄に掲げる指示値の差ごとに同表の右欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

指示値の差	補正値
3デシベル	3デシベル
4〃	2〃
5〃	
6〃	1〃
7〃	
8〃	
9〃	

5　振動レベルの決定は、次のとおりとする。

(1)　測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合はその指示値とする。

(2)　測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。

(3)　測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。

別表第6(第2条関係)悪臭

悪臭に係る規制基準

工場又は事業場の敷地境界線における臭気強度	3以下

備考　臭気強度は、次の6段階臭気強度表示法による。

臭気強度	内容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい
2	何のにおいであるかがわかる弱いにおい
3	らくに感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい